

提案議案 などを問う

令和6年 第2回定例会

各委員会における質疑等【要旨】

【議案の審査】中の (網掛け部分) は、議案の概要です。
各議案等の要旨・結果は、2面をご覧ください。

総務委員会

【議案の審査】

■議案第66号 専決処分について

国分寺市市税賦課徴収条例について、定額減税や固定資産税（土地）の負担調整措置の延伸等に関する規定の整備等について専決処分を行ったため、議会の承認を求めるもの

Q 定額減税による市民税の影響額はどのくらいになるのか。

A 市民税は約6億円の減額になると考えている。

■議案第68号を審査

【調査事項】

・行政改革について

Q 導入予定のチャットボットは該当のホームページを案内するようなシステムなので、ホームページの見やすさが重要になってくると思うが、何か検討していることはあるのか。

A 現在、東京都とGovTech東京の伴走型支援事業に参加し、ホームページを分析している。その結果を踏まえて、よりよいホームページを構築していく。

Q 書かない窓口で先々どのような手続きまで申請できるようにしたいと考えているのか。

A 最終目標としては市のあらゆる手続きに書かない窓口を導入したいと考えているが、目標に到達するには段階があると考えているので、転入時の異動届等のできるところから始

めていきたい。

【報告事項】

・「国分寺市の60周年を祝う！60祭」について など



厚生文教委員会

【議案の審査】

■議案第69号 国分寺市高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例について

地域密着型通所介護事業所である「高齢者在宅サービスセンターふれあい」の定員を、通所リハビリテーション事業所に統合するため、設置条例を廃止

Q 統合に当たり、課題等も新しく見えてきたと思うが、最も大切なのは現在の利用者への配慮である。周知等をしっかり行い、ご不便のないようにしていただきたい。

A 統合後も、現在実施している食事や入浴等の生活介護はこれまでと同様に受けられる。さらにリハビリテーションも強化して受

けられるという点では、環境はよりよい方向へ向かうことになるが、環境が変わることは事実であり、利用者やご家族の負担が増えることのないように調整を図っていく。

■議案第71号 国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ条例の一部を改正する条例について

「国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼ」に名称を改めるほか、新規事業や給食の提供を行うための条例改正

Q 事業拡充により利用者の定員増となる分、職員の人数も増えるのか。

A 心理士を増員するほか、給食の調理員の配置を予定し予算計上をしている。

■議案第67号ほか2件の議案を審査

【報告事項】

・新型コロナワクチン定期接種について など



建設環境委員会

【議案の審査】

■議案第88号 和解について

国分寺駅北口駅前広場に設置している音声付き触知案内板の損壊に関し、損害賠償金の支払いを受けること等により、和解することについて議会の議決を求めるもの

Q 再発防止を含め、市の財産の保全に対する考え方を伺う。

A 器物破損行為に対しては、常に防犯カメラで監視しており、破損行為に対しては被害届の提出等の対応をすることを現地に示すことで、再発防止に努める。

■議案第86号ほか1件の議案を審査

【調査事項】

・第三次国分寺市環境基本計画の策定について

Q 計画の策定に当たり、市民ワークショップで市民から出された意見などが計画のどこに反映されているか見て分かるような工夫が必要と思うが、それについて何か考えがあるか。

A 一つ一つの意見が計画のどこに反映されているかを示すことは難しいが、いただいた意見を整理して、施策とのつながりが分かるものを資料編のような形で掲載する方法が考えられる。また、今回報告した基本戦略（案）の戦略1から戦略3の基礎となる戦略0（ゼロ）については、これまでの市民の意見を踏

まえて考えた結果である。

【報告事項】

・西国分寺駅東側周辺地区のまちづくりについて（西国分寺ビアフェスタ報告） など



公共施設等総合管理特別委員会

【報告事項】

・公共施設マネジメントの運用について

Q 旧し尿処理施設用地とストックヤード用地をもとまちプラザの移転用地として利活用する方向性とのことだが、現もとまちプラザを閉める時期は決まっているのか。

A 令和10年度中に新施設の供用を開始する予定なので、現もとまちプラザは令和9年度末で閉める予定。ただし、具体的な開始月は未定なので、年度末から半年以上空いてしまうようなことがあれば、指定管理の期間を延ばす等の協議をして、閉める時期を延長する必要があると考えている。

Q 包括施設管理委託業務について、今年度の市内事業者の事業数を教えてほしい。

A 今年度の市内事業者の事業数は31業務であり、包括施設管理委託を導入する前の昨年度と比べると、4業務増えている。

・現庁舎用地の利活用について

Q （仮称）民間施設整備の利活用事業者選定委員会について、委員構成が識見者3名、商工関係者2名ということだが、市の職員はどのような携わり方になっていくのか。

A 市の職員は事務局として携わっていくことを予定している。

Q 現庁舎用地の利活用に関するスケジュール案によると、複合公共施設について、市民参加できるのは令和7年度末までの運用検討までとなっているが、令和8年度以降の市民参加についてはどのように考えているのか。

A 令和8年度以降も市民参加の機会を設けたいと考えているが、これから決定する事業手法によって検討できる時期や内容が変わってくることから、適切なタイミングまで必要に応じて行っていきたい。

